

告 示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス川口店

埼玉県川口市栄町三丁目九十一番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ゼネラルサービス 代表取締役 大野洋子

埼玉県川口市栄町三丁目十四番十五号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

令和元年五月二十日